

笠岡市中小企業設備投資促進補助金の概要について

1 事業目的

笠岡市内の産業基盤の強化を図ることを目的として、市内で製造業を営む中小企業者が設備投資を進めることによる積極的な事業展開を予算の範囲内で支援します。

2 補助対象者

生産性の向上等を図るために設備（減価償却資産）を取得し、次のいずれにも該当する中小企業者を対象者とします。

- (1) 笠岡市内において製造業を営んでいる中小企業者（資本金3億円以下、従業員300名以下）
- (2) 市税を滞納していない。

3 補助対象設備

次のいずれにも該当する設備

- (1) 補助対象者が単独で所有し、市内の事業所に新設、増設又は更新する設備
- (2) 機械及び装置（コンベヤ、ホイス、起重機等の搬送設備を含む）で、市の償却資産課税台帳に登録される設備。ただし、太陽光発電設備については補助の対象としません。
- (3) 取得価額が1台につき30万円以上のもの
- (4) リース契約に基づくものでないもの

4 補助対象経費

設備の取得価格（税抜）を補助対象経費とします。ただし、国、地方公共団体又は公的団体から補助金等の交付を受ける場合又は受けている場合は、取得価格から当該補助金額を控除した残りの額とします。

5 補助率、限度額

区分	補助率	一企業の限度額(各年度)
経営革新計画承認中小企業者	100分の20	4,500,000円
上記以外の中小企業者	100分の10	3,000,000円

(例) 設備の取得価格100万円、補助率100分の10、国から50万円の補助金を受けている場合

設備の取得価格 100万円	・ 国からの補助金50万円（補助対象外）
	・ 自己資金50万円（補助対象） → 補助金額は50万円×10%=5万円

6 設備の取得期間に対する交付申請年度

設備の取得期間	交付申請年度
平成28年1月2日～平成29年1月1日	平成29年度
平成29年1月2日～平成30年1月1日	平成30年度
平成30年1月2日～平成31年1月1日	平成31年度
平成31年1月2日～平成32年1月1日	平成32年度

※補助金については笠岡市の広報並びにホームページで募集します。ご確認ください。

7 その他

この補助金は、所要の予算に係る市議会の議決を得ることが前提条件です。（平成28年3月予定）議決されない場合は無効となります。